



鳥取県公報

平成17年 4月20日(水)
号外第81号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正(347)(経営支援課).....	1
	漁業近代化資金の利子補給率の一部改正(348)(水産課).....	2
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正(349)().....	3
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正(350)().....	3

告 示

鳥取県告示第347号

平成 8 年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成17年 4月20日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第 2 号)第 3 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成17年 4月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前			
1 規則第 2 条第 1 項の利子補給率				1 規則第 2 条第 1 項の利子補給率			
農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率			農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率		
	農業近代化資金助成法(昭和36年法律第202号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合		農業近代化資金助成法(昭和36年法律第202号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合
略				略			
2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率				2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率			
利子補給率を上乗せする場合		上乗せする率		利子補給率を上乗せする場合		上乗せする率	
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年以内であるものに限る。)を年 0.075 パーセントの割合で交付する場合		年 0.075 パーセント		市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年以内であるものに限る。)を年 0.125 パーセントの割合で交付する場合		年 0.125 パーセント	
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年を超え 7 年以内であるものに限る。)を年 0.125 パーセントの割合で交付する場合		年 0.125 パーセント		市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年を超え 7 年以内であるものに限る。)を年 0.175 パーセントの割合で交付する場合		年 0.175 パーセント	

市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.175パーセントの割合で交付する場合	年0.175パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が7年を超え8年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.225パーセントの割合で交付する場合	年0.225パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が8年を超え9年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。)を年0.275パーセントの割合で交付する場合	年0.275パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が9年を超え10年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.325パーセントの割合で交付する場合	年0.325パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が10年を超え11年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	年0.375パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え12年以内であるものに限る。)を年0.375パーセントの割合で交付する場合	年0.375パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が11年を超え12年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超え14年以内であるものに限る。)を年0.425パーセントの割合で交付する場合	年0.425パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が12年を超え14年以内であるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	年0.475パーセント
市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.475パーセントの割合で交付する場合	年0.475パーセント	市町村が規則第2条第2項第1号に規定する利子補給金(償還期限が14年を超え15年以内であるものに限る。)を年0.5パーセントの割合で交付する場合	年0.5パーセント
略		略	

鳥取県告示第348号

平成8年鳥取県告示第250号(漁業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成17年4月20日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成17年4月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
利 子 補 給 率					利 子 補 給 率				
漁業近代化資金の種類	漁業近代化金融通法(昭和44年法律第52号。以下「法」という。)	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同項第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体を除く。))に貸し付ける場合	漁業近代化金融通法(昭和44年法律第52号。以下「法」という。)	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同項第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体を除く。))に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同項第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体を除く。))に貸し付ける場合
	漁業近代化金融助成法(昭和44年法律第52号。以下「法」という。)	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同項第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体を除く。))に貸し付ける場合	漁業近代化金融助成法(昭和44年法律第52号。以下「法」という。)	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に限る。)に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同項第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体を除く。))に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同項第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体を除く。))に貸し付ける場合

令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合 略	令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合 略
--	--

鳥取県告示第349号

平成 8 年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
 平成17年 4月20日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成17年 4月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年 <u>1.6</u> パーセント	略	年 <u>1.7</u> パーセント	略

鳥取県告示第350号

平成 8 年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
 平成17年 4月20日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成17年 4月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率			1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率		
資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率	資 金 の 種 類	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
規則別表第7号の資金	年 <u>2.225</u> パーセント	略	規則別表第7号の資金	年 <u>2.325</u> パーセント	略
そ の 他 の 資 金	年 <u>1.6</u> パーセント	略	そ の 他 の 資 金	年 <u>1.7</u> パーセント	略

2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率

貸付利率	利子補給率
年1.6パーセント	略

2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率

貸付利率	利子補給率
年1.7パーセント	略